

理事職務権限規程

制定 平成23年11月 9日

改正 平成25年 6月20日

平成27年 8月27日

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人平塚市まちづくり財団（以下「財団」という。）における業務の執行を適法かつ効率的に行うため、公益財団法人平塚市まちづくり財団定款（平成24年4月1日施行。以下「定款」という。）第23条の規定に基づき、理事の職務権限に関し必要な事項を定めるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 理事は、法令、定款及び財団が定める規程等を遵守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定める財団の目的の遂行に寄与しなければならない。

(理事)

第3条 理事は、理事会を組織し、法令及び定款の定めるところにより、財団の業務の執行の決定に参画する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、別に定める事務決裁取扱細則（平成22年3月31日制定）に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 代表理事として財団を代表し、その業務を執行する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度ごとに3箇月に1回以上自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

(常務理事)

第5条 常務理事の職務権限は、別に定める事務決裁取扱細則に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事長を補佐し、財団の業務を執行する。
- (2) 理事長が定める担当業務を分掌し、執行する。
- (3) 毎事業年度ごと3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告する。

2 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、理事長の職務を執行する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(その他)

第7条 この規程で定めるもののほか、理事の職務権限について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年8月27日から施行する。